

平成31年度予算編成に関する基本方針

わが国経済は、企業部門の収益の改善が家計部門に広がり、経済の好循環が進展する中で緩やかに回復している。一方で、平成31年10月に予定されている消費税率の10%への引上げによる個人消費を中心とした内需の下振れや東京オリンピック後の特需の反動などの景気の変動要因により、景気回復の勢いが鈍化するとの見通しもある。また、海外におけるリスクとして、通商問題の動向が世界経済に与える影響や金融資本市場の変動の影響等にも留意する必要がある。

区財政においては、平成30年度予算において、基幹収入たる特別区税については、納税義務者の増加も踏まえ、ふるさと納税の影響を考慮しつつも、増額を見込んだところである。しかし、法人住民税法人税割の一部国税化の影響は、特別区全体で消費税率10%段階においては1,000億円を超える規模の減収が予想されている。これに加え、地方消費税清算基準の見直しやふるさと納税制度による影響など、今後、区財政は一層厳しさが増すことが見込まれる。

歳出に関しては、少子高齢化対策をはじめとした社会保障関連経費はこの15年間で2.3倍に増加している状況である。また、区立施設の改修・改築経費は、直近の10年間で年平均69億円を要しており、全施設の3分の1以上が築40年を経過している現状を踏まえると、今後さらに増大することが想定される。

このような状況の中、今年度は「総合計画・実行計画」、「協働推進計画」、「行財政改革推進計画」、「区立施設再編整備計画（第一期）第二次実施プラン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定、策定を予定している。

総合計画においては、「ホップ・ステップ・ジャンプ」の最終段階「ジャンプ」の期間の改定であり、総仕上げの重要な時期を迎えている。合わせて行財政改革基本方針において「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」の見直しを行うこととしている。新たなルールのもと、事務事業の見直しによる歳出削減と歳入の確保に最大限努め、改定後の計画事業を着実に推進し、基本構想に掲げる目標の達成を確実なものにしなければならない。

以上の点を踏まえ、平成31年度の予算編成は、以下の方針に基づき行うものとする。

記

1 全般的事項

(1) 「総合計画・実行計画」の着実な推進

平成31年度は、「総合計画・実行計画」改定後の初年度として、基本構想

の実現に向け、改定中の計画事業については、事業を着実に推進させるため、確実に予算に見積もること。

- (2) 「区立施設再編整備計画（第一期）・第二次実施プラン」の着実な推進
第二次実施プランの初年度であり、着実に推進するために必要な経費を見積もること。
- (3) 「協働推進計画」及び「行財政改革推進計画」の着実な取組
区の施策・事業のすべての分野に関わる協働と行財政改革の取組は、「実行計画」と併せて、基本構想実現のために着実に推進すべきものであり、必要な経費を見積もること。
- (4) 行政評価の活用
これまでの予算執行率、活動指標、成果指標の達成度等を十分に勘案して、事務事業評価の結果を踏まえて、より効率的に大きな成果が得られるよう、必要な経費を見積もること。
- (5) 区民ニーズ等を踏まえた事業のスクラップ・アンド・ビルド
区民生活を取り巻く環境の変化や区民のニーズ等を的確に捉え、時宜を逸することなく必要な事業を実施する必要があるが、新規事業を計上する場合は、同様の観点から前年度予算で計上した既定事業の見直し（廃止・縮小）を行い、その財源を確保した上で必要な経費を見積もること。
- (6) 国・都の動向等の注視
国・都の施策の動向等を十分注視し、スピード感をもって事業の見直しを行った上で、的確に見積もること。
- (7) 特別会計
特別会計については、設置の趣旨に基づき編成すること。特に、一般会計との均衡を失しないよう十分配慮し、合理的基準により経費を算出するとともに、収入の確保に最大限努めること。

2 歳出

- (1) 待機児童ゼロの継続と認可保育所の整備率の向上に向けた取組
本年4月、区として初めて保育所入所待機児童ゼロを実現したところであるが、今後も待機児童ゼロを継続するとともに、認可保育所の整備率の向上を図るため、地域別、歳児別の需要を見極め、施設整備を推進すること。また、既存の施設についても、より効率的・効果的な運営への転換を進めるために必要な経費を見積もること。

(2) 区民の暮らしの安全と安心を確保する取組の推進

大阪府北部地震、西日本を襲った平成30年7月豪雨など、本年も日本各地で大規模災害が多発している。また、先般、当区医療機関における肺がん検診における見落とし事故が発生したほか、近年は児童虐待の相談対応件数や振り込め詐欺被害も増加している。区民の生命と財産を守ることは、区民福祉の向上の礎であり、区民の暮らしの安全と安心を確保する取組については、他の自治体での事例等も踏まえ、必要な経費を確実に見積もること。

(3) 公共工事に係る建設経費

区が発注する公共工事の経費については、その必要性、優先度を十分に考慮した上で、見積もること。また、新たに施設の改築等を行う場合は、単に、用地の有効活用という視点からのみで考えるのではなく、将来の利活用等も見据えて、真に必要な規模や内容となっているか等を精査する必要がある。そのため、事業の構想・設計の段階で十分な精査を行い、工事から維持管理に至るまでのトータルコストの縮減につながるよう努めること。

(4) 補助金の見直し

補助金については、補助金交付基準及び検証・評価基準に基づき、継続的な検証・評価及び見直しを図ることとしているが、補助金の原資は、区民の税金であり、区民への説明責任を果たせるものでなくてはならない。そのため、改めて事務事業評価とも合わせて指標の達成状況を確認し、効果が低いものについては、他の事業への転換や廃止を行うこと。

(5) 人件費の縮減

引き続き、事業の統合や見直しにより、人件費の抑制に努めること。特に、この間、進めてきた超過勤務の縮減については、長期間労働の是正という働き方改革の推進の考え方にに基づき、職員のワークライフバランスと健康管理の充実を図るとともに、効果的・効率的な事務執行により、更なる縮減に努めること。

3 歳入

(1) 特別区税

特別区税については、経済情勢と区民所得の動向、ふるさと納税による影響額や過去における決算の状況、さらには、税制の動向等も踏まえた詳細な検討を行い、その結果に基づき可能な限りの収入を見積もること。

また、財源の確保と負担の公平性の確保の観点からも滞納整理の一層の促進など区税等の収納率の向上に向けた取組を強化し、最大限の歳入の確保に努めること。

(2) 税外収入

保険料、使用料等、税外収入の収入未済対策を強化し、収納率の向上を図ること。特に、保険料等定期的に徴収するものについては、口座振替への勧奨を徹底するなど、滞納の未然防止に努めること。

また、各種の情報媒体について、民間事業者の広告掲載を積極的に行い、広告収入の確保や経費の削減を図るほか、民間事業者と連携した事業実施による収入確保など、税外収入の拡大に努めること。

(3) 国・都支出金

国・都支出金については、国等における制度改正や予算編成の動向を十分注視し、新たなメニューの把握に努めるとともに、他自治体での活用状況を参考にするなど、獲得可能な特定財源の積極的な確保に努めること。

4 その他

予算の見積りについては、財務会計システムによることとし、見積方法等の事務処理については、別途通知するので遺漏のないよう留意すること。